

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 マスコットキャラクター

「スマレン」イラスト使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が保有するマスコットキャラクター「スマレン」のイラスト（以下「イラスト」という。）をチラシ・ポスター、授産製品等に活用することにより、社協を身近で親しみやすい団体にするに関し、イラストの使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 使用の対象者は、社協が主催・共催・後援するイベント等を行う宝塚市内の市民団体、福祉関係団体のほか、社協が適当と認める団体とし、原則として個人の使用は認めないものとする。

(使用の申請)

第3条 イラストの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、「スマレン」イラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、使用を開始する7日前までに社協へ提出するものとする。

(使用の期限)

第4条 イラストの使用は申請があった年度限りとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、イラストの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「スマレン」イラスト利用ガイドラインに基づいて使用すること。
- (2) 営利のみを目的とした活動には、使用しないこと。ただし、福祉施設等が授産製品を販売する場合や、企業が社会貢献、まちづくり、地域の活性化に寄与する場合はこの限りでない。この場合、宝塚市社会福祉協議会法人賛助会員（一口5,000円）に加入していることを条件とする。
- (3) これを第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 承認された用途にのみ使用し、社協の指示する使用条件に従うこと。
- (5) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに社協に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認の取消)

第6条 使用目的の範囲を超えて使用している場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。